

オケージョナル・ペーパー No. 3

# わが国の統計体系の現状と課題(Ⅰ)

－外国人関連統計－

2000年3月

法政大学

日本統計研究所

# わが国における外国人関連統計の現状と課題

森 博美(法政大学・経済学部)

## はじめに

一般に、近代国民国家では、ある個人がどのような民族的起源(ethnic origin)を持つかということよりも、当該国の国籍を保有するかあるいは外国籍保有（あるいは国籍非保有）者に属するかということによる社会的区別の方がより実質的な意味を持つ。その結果、政府から得られる各種サービス、就職の機会など、その者の社会的存在を規定する差別の基本的な要素となる。

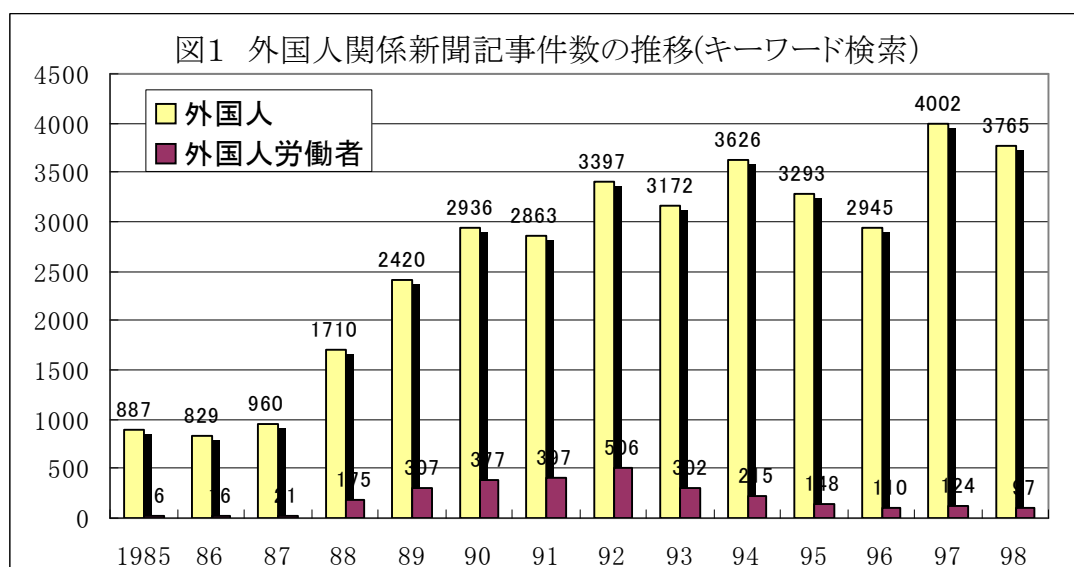
日本人(日本国籍保有者)と外国人(その他の国籍保有者および国籍非保有者)の間には、現在、住民登録と外国人登録という相互排反的な登録制度が存在する。それはまた、国政・地方参政権の有無あるいは外国籍保有者に課されている登録証の携帯義務、さらにはいくつかの公務職種への従事制限など、個々人が享受しうる諸権利における基本的な社会的区別とも照応している。また、日本国籍非保有者の中でも外国籍の保有者と非保有者、さらには同一の国籍保有者でも「出入国管理および難民認定法」(以下、入管法と略称)に規定する在留資格に基づく従事可能な社会・経済的活動の範囲についての区別、といった様々なレベルの社会的区別が存在する。

戦後、日本でいわゆる外国人労働者問題が社会的な関心事項として注目されるようになったのは、比較的最近のことである。ドイツやフランスでは、すでに1960～70年代の高度成長の過程で非熟練労働力の不足が表面化し、外国からの出稼ぎ労働者の導入が本格的に開始される。これとは異なり、わが国に国際的な労働力移動の波が本格的に到達するのは、80年代も半ば過ぎになってからのことである。

また、外国人労働者の導入形態の面でも、例えば、ドイツとわが国とでは、本質的に異なっている。すなわち、ドイツでは、かつてはイタリアから、そしてその後はトルコ政府との二国間協定をそれぞれ締結し、それに基づき契約出稼ぎ者の導入をはかってきた。これに対し日本では、労働力不足に伴う海外からの労働力の導入に関してはドイツのような政府の積極的関与はなく、80年代初頭以降、自然発生的な不法残留者の就労という形で、外国人の就労は広まっていった。わが国で、政府が合法的な非熟練労働力の導入に踏み切ったのは、90年の入管法の改正による日系人に定住者資格その他の在留資格の付与を契機とする。これは、研修制度の拡充、技能研修システムの導入などとともに、いわゆる「side door」[Mori 1997]の制度化という性格を持つ。

わが国では、80年代後半以降、外国人をめぐるさまざまな話題がマスコミ等でも取り上

げられ、多くの調査研究が、社会現象としての「外国人問題」をいろいろな角度から分析してきた。ちなみに、「外国人」および「外国人労働者」をキーワードとした新聞の1985年以降の記事検索結果を見ても、わが国へのパキスタン、バングラデッシュなどからの外国人の流入、在留が顕著となる1988年からいずれの関連記事も急増していることがわかる。



このような中で筆者は、当時それまで単なる推測の域を出なかったわが国におけるいわゆる不法残留外国人の規模について、既存の諸統計に基づきはじめてその本格的な推計〔森1988〕を試みた。さらにこの作業を契機に、この問題に対して出入国管理、外国人登録といった外国人関係の業務統計のサーベイ〔森1989〕を行うとともに、既存の公表データに依拠して、その後いくつかの仕事を行ってきた〔森1991, 1991, 1992〕。

ところで、わが国は、世界の多くの国と異なり、周囲を海で囲まれた島嶼国家である。このため国境管理も陸上で境を接する諸国に比べれば相対的に容易で、また越境者の把握の精度が高いと考えられる。またわが国は、在留者に対する登録面での把握業務についても、最も完備している国の一つに属する。

このことは、出入国管理、外国人登録といった外国人に関する政府統計が、諸外国には例を見ない高い精度を持つものとして作成されており、それだけに分析面での利用価値も高い。しかし同時に他方でこれらの統計には、利用上の制約も多い。つまりそれらが、わが国で外国人に対して在留管理行政を遂行する過程で作成される行政記録を基礎データとして作られる業務統計であることから、作成される統計も、自ずと業務統計的な特徴〔森1992〕ないし、制約を持つことになる。作成されていると思われる統計のうちで、一般に公表されている部分が限られていること、また公表されているデータも、外国人の出入国、在留に関する情報の内容について、それらが本来的に持つ潜在的な活用可能性に照らして

いくつかの改善点を持つ。そこで本稿では、外国人関連の諸統計に関して、それが持つ統計利用上の制約ならびに改善の可能性について考察してみたい。

なお、以下では、まず第 1 節でわが国に在留する外国人の総体にあたる「在留外国人」を一応、「日本国籍を保有しない者」として定義し、その構成を在留外国人の諸カテゴリーとすることで提示する。外国人が日本国籍保有者と同様にわが国の人口を構成する要素(segment)の一部であることから、彼らもまた人口現象を特徴づける静態、動態そして移動という 3 つの側面をもつ。そこで第 2 節では、これらについて、現在どのような統計が一般に提供されているかを簡単に紹介する。さらに第 3 節では、これらの諸統計が、どのような利用面での制約を持っているかについて検討する。さいごに第 4 節では、個々の外国人関連統計さらにはひとつの統計体系としてこれらの諸統計を見た場合、在留外国人の人口構造、その動態面を把握し、さらに将来動向を予測する上でどのような検討課題が残されているかについて考察する。

## 第 1 節 在留外国人の諸カテゴリー

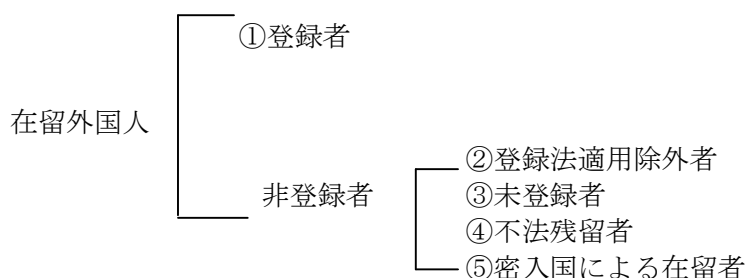
まず、わが国における外国人の範囲を国籍との関連で見ておこう。

国籍の保有パターンには、(A) 日本国籍のみ保有、(B) 外国籍のみ保有、(C) 日本および外国籍の二重国籍保有、(D) 無国籍者、の 4 つがある。このうち、(C) のカテゴリーに属する者については、入管法上、日本人として取り扱われることから、日本における外国人を、日本に在留し且つ日本国籍を保有しない者と定義するとすれば、一応、外国人人口は、総人口の部分集合 {BUD} によって与えられる。

とはいえ、(C) に属する者については、通常、外国人登録を行っており、上記の定義にもかかわらず、外国人人口にもカウントされることになる。このことは、外国人の側から外国人人口を定義すると、総人口から (A) に該当する人口を控除した部分集合が、外国人人口となる。

このように、国籍の面から日本人と外国人の間の線引きを試みる場合、二重国籍保有者については、双方からカウントされることになる。そこで、この二重国籍者を含め、わが国に在留する外国人を、外国人登録法に基づく登録という観点から類型化を試みたものが、図 2 である。

図2 在留外国人の種類



①登録者：登録の対象となる在留資格での入国による外国人在留者、出生や日本国籍離脱など入国の手続きを経ることなくわが国に在留するようになった外国人、さらには在留資格の変更が許可され、②の登録法適用除外扱いとなる在留資格から登録の対象へと在留資格を転じた者が、登録法による外国人登録の対象者となる。

ちなみに、外国人登録法第3条は、外国人の登録義務を次のように規定している。

「本邦に在留する外国人は、本邦に入ったときはその上陸の日から 90 日以内に、本邦において外国人となったとき又は出生その他の事由により入管法第3条に規定する上陸の手続きを経ることなく本邦に在留することとなったときはそれぞれその外国人となった日又は出生その他当該事由が生じた日から 60 日以内に、その居住地の市町村の長に対し、……登録を申請しなければならない。」

②登録法適用除外者：登録法第3条の規定に照らして、短期滞在の外国人で滞在予定期間が90日を超えない者、また上陸によらず外国人としてわが国に在留することになった者のうち、在留予定期間が60日を超えない者は、登録義務を免じられる。この他に、(イ)同第2条に規定された「日本国籍を有しない者のうち、出入国管理及び難民認定法の規定による仮上陸の許可、寄港地上陸の許可、通過上陸の許可、乗員上陸の許可、緊急上陸の許可及び遭難による上陸の許可を受けた者」、(ロ)「日米地位協定」第9条第2項によりわが国に駐留する合衆国軍隊の構成員、軍属並びにその家族、(ハ)「国際慣習法」、「国際礼讓」により登録義務が免除されている「外交」及び「公用」資格で在留している外国人、が登録法適用除外者となり、登録の対象から除外されている。

③未登録者：登録対象となる在留資格で入国し在留する未登録者で予定滞在期間が90日を超える者、あるいは入国によることなく在留することになった外国人で予定滞在期間が60日を超える未登録者がこのカテゴリーに属する。

④不法残留者：正規の入国手続きを経て日本に入国し在留することになった外国人で、在留期間の更新などの手続きをすることなく証印により許可された在留期間を超えて不法に在留する者。

このカテゴリーに属する者の大半が非登録者となっている。なお、最近では、登録の受付

窓口となっている市区町村で、在留資格が無い者についても登録を受理するようになってきている。このような場合、登録統計では、「未取得者」による登録者として処理されている。

⑤密入国による在留者：正規の越境手続きをすることなくわが国に在留することになった外国人で、入管統計では、わずかに発覚者数のみが、「不法入国・上陸」として公表される。しかし、わが国に現実に在留する密入国者の規模については、統計的な把握はできない。

## 第2節 現行の外国人関連統計

### 2. 1 在留外国人の静態面をとらえる諸統計

#### (i)国勢調査

わが国では5年毎に国勢調査が実施されており、そこでは、調査時点において本邦内に常住する者（3ヶ月以上の居住者）が把握の対象となっている。従って、国勢調査では、本邦内に常住している限り、国籍の有無にかかわらず、外国人も含めてすべて調査対象とされている。なお、外国政府の外交使節団・領事機関の構成員（随員を含む）及びその家族、また外国軍隊の軍人・軍属及びその家族については、調査対象から除外されている。

1980年前後までは、わが国に在留する外国人は、戦前、戦中期に来日し居住することになった韓国・朝鮮人、中国人を中心としたいわゆるオールドカマーとその家族であった。80年代後半からのニューカマーの急増に伴い、国勢調査でも、主として二つの方向で、統計が整備されてきている。

その一は、表章される国籍区分の拡充である。85年の調査で4区分表章となっていたものが、90年調査では新たに「東南アジア・南アジア」がそれまでの「その他」から区別されるとともに、この中でも特に「フィリピン人」が特掲されることになった。これは、80年代後半の主としてアジア系外国人の急増を反映したものである。さらに、90年の入管法改正前後からのブラジル、ペルーからの日系人の出稼ぎ者の急増を受けて、95年に実施された調査では、国籍区分がほぼ倍増することになる。表1は、戦後の国勢調査における国籍区分の拡充について一覧したものである。

表1 戦後の国勢調査における外国人国籍表章の拡充

1970年以前	3区分	韓国・朝鮮、中国、その他
1970～85年	4区分	韓国・朝鮮、中国、アメリカ、その他
1990年	6区分	韓国・朝鮮、中国、アメリカ、東南アジア・南アジア（フィリピン、その他）、その他
1995年	10区分	韓国・朝鮮、中国、東南アジア・南アジア（フィリピン、タイ、その他）、イギリス、アメリカ、ブラジル、ペルー、その他

国勢調査における外国人統計整備のもう一つの方向は、公表される結果表の多様化である。その例示のための資料として、本稿の末尾に付表1を掲げた。

これからもわかるように、ニューカマーの来日が本格化する以前の80年国調では、外国人については、わずかに男女・国籍（4区分）別の全国計、都道府県、大都市別の集計結果、及び男女・国籍・年齢5歳階級別の全国計しか公表されていない。これに対し95年調査では、出力結果の閲覧による公表も含め、地域集計を中心にかなり多様な結果表が公表されるようになった。

#### (ii)外国人登録統計

外国人登録統計は、基本的に出国、入国、出生、死亡それに国籍変更などの届出事由の発生を受けて、新規登録あるいは登録閉鎖の形での動態把握に基づき作成される統計である。しかし一定の期間中に受理した届出件数をそれまで維持されてきた原計数に加除することにより、年央(6月末日)あるいは年末(12月末日)現在の登録数という静態人口が把握され、公表されている。

外国人登録統計の公表データは、国勢調査のそれと二つの点で異なっている。その一は、表章される国籍が無国籍者も含め、すべての国籍にわたっていること、そして第2に、本稿末尾に掲げた付表2からもわかるように、結果表の表章が都道府県中心で、結果表のタイプも極めて限られているという点である。

外国人登録統計の結果報告書である『在留外国人統計』は、59年に第1回目の報告書が刊行され、以後5年毎に公表されてきたが、74年を最後にしばらく中断していた。その後、登録事務処理の電算化に伴い、85年に公表が再開され、95年までは隔年、それ以降は毎年公表されるようになった。なお、『出入国管理統計年報』には、付表として、各年末現在の都道府県・国籍別の外国人数が掲げられている。

年末現在の外国人登録者数を収録した『在留外国人統計』の他にも、各都道府県では、登録異動(新規登録、登録閉鎖)のデータを取りまとめているとともに、域内の各市区町村別の国籍別外国人登録数を作成し、定期的に本省(法務省入管局登録課)に報告を行っている。なお、市区町村別の国籍別外国人数については、かつては、全都道府県で閲覧に供されていたが、最近、この結果を公表しない県が増えている。なお、東京都のように、6月、12月に加えて、3月末、9月末についても、登録数を公表しているところもある。

#### (iii)不法残留者数の推計

80年代後半以降本格化するわが国への就労を目的とする外国人の流入については、入管法上経済活動に従事することのできる在留資格での滞在者以外に、国内での就労を認められていない資格で入国し、入国時に付与された在留期間を過ぎても国内に留まる不法残留

者（オーバーステイ）の存在がある。国際的な労働力移動を実証的に把握する場合、不法残留者の存在は大きな社会経済的意味を持つ。なぜならそれが、実質的な水面下に隠れた形での労働力移動に他ならないからである。

〔森 1988〕は、正規の入国手続きを経てわが国に入国し、在留期間が過ぎても在留しつづける不法残留者の推計をはじめて行った。これは、直接、出入国管理の行政資料によることなく、既存の諸統計（出入国管理統計、人口動態統計など）を組み合わせることにより、その推計を試みたもので、いわゆるオーバーステイの外国人については、在留期限の失効が露見するのを恐れて、市区町村の登録窓口に一般に出頭を忌避するのではないかとの仮説に基づき、出入国者数の差から求めた各年次の残留数からそれぞれ登録の純増加数を控除するという方法をベースにしている。その結果は、ニューカマーがほとんど存在しない70年代後半以降の累計数として、86年末の不法残留者数を63,100人、88年末のそれを125,264人として推計した〔Mori 1990〕。なお、この時点では、不法残留数については、政府サイドから提供される数字は存在しない。

不法残留者数についての政府による推計としては、90年7月1日現在で発表された法務省入国管理局の数字がある。これは、わが国に正規入国する外国人が空港等で入国手続きの際に提出する「入国カード」に記載された滞在予定期間を過ぎても、出国による「出国カード」の回収がなされないものを集計したものである。なお、法務省による不法残留者数の推計結果は、91年からは5月と11月の年2回発表され、また97年以降は、1月1日および7月1日現在で発表されている。

この法務省が発表する不法残留者数については、国籍別の残留者数が、男女別、在留資格別に示されているだけである。

#### （iv）外国人雇用状況報告

わが国に在留する外国人の静態面の一つとして、就労状況についての統計的把握がある。これについては、すでに見たように、国勢調査に就業状態、就業する産業などに関するデータがあるが、労働省でも外国人雇用状況報告を定期的実施し、雇用の実態把握を行っている。

この報告は、労働省職業安定局外国人雇用対策課が、1993年以来、6月1日現在で毎年実施しているもので、全国の公共職業安定所を通じて、外国人を雇用している事業所に報告を求めているものである。なお、合法、不法就労の如何を問わず報告の対象とされているが、在日外国人の雇用者については、報告の対象外となっている。また、第1回の調査では、直接雇用の外国人についてだけ報告を求めていたが、1994年の第2回調査以降は、派遣業者を通じて就労している外国人雇用者についても、新たに把握されるようになった。

付表3は、外国人雇用状況報告における集計項目一覧を示したものである。



## 2. 2 在留外国人の動態面をとらえる諸統計

### (i)自然動態（人口動態）

日本では、出生、死亡、婚姻、離婚といった人口動態に関わる現象については、厚生省の「人口動態統計」が包括的な情報を提供している。しかし、人口動態統計では、あくまでも結果表章の中心は、日本における日本人の人口動態に関わるものである。このため、日本における外国人の人口動態面についての結果表は、付表4からも分かるように、「保管統計表」と呼ばれる集計結果の閲覧による公表分を含めても、日本人についての結果と比べれば、その種類はかなり限定されている。

### (ii)社会動態

ここでは、在留外国人の社会動態に関する情報として、国籍の変更(帰化による日本国籍取得、国籍の離脱)、それに外国人の在留資格の変更に関する諸統計について見ておくことにする。

まず、日本国籍の取得（帰化）、国籍の離脱に関しては、法務省資料ならびに官報告示を原資料として総務庁統計局が集計した、男女・年齢各歳別の国籍の異動による純増数、都道府県別の国籍の異動による純増数が『人口推計資料』（総務庁統計局）に掲載されている。また、『出入国管理統計年報』（法務省）には、日本国籍取得承認、不承認の計数が掲載されている。

一方、外国人の在留資格の変更に関わるデータとしては、『出入国管理統計年報』（法務省）に、在留資格の取得、在留資格変更に関わる集計表が掲載されている（付表5参照）。

## 2. 3 在留外国人の移動面をとらえる諸統計

近代国民国家は、人為的にその線引きが行われた国境という制度的存在によって、地理的領域を国内と国外とに区分している。そこで、人々の地理的、空間的移動については、移動の制度的レベルの相違に従い、越境移動と国内での地域移動とに分けることができる。これら二つのタイプの移動については、わが国では、作成され一般の利用に供されている統計の質ならびに量の点で本質的な相違がある。

### (i)越境移動

外国人の越境移動については、法務省出入国管理局がその管理業務を行っており、出入国者数ならびに各種属性別についての統計的把握が、出入国管理に伴って作成される業務資料に基づいて行われる。

わが国に正規の手続きによって入出国する外国人は、「E/D カード」（Embarkation/Disembarkation Card）の提出を求められる。このうち、入国者については、「外国人入国カード」に所定の事項を記載し、空港(海港)に設置された入管窓口で、在留資格ならびに在

留期間についての証印を受けなければならない。この「入国カード」に記載された事項のうち、性、出生年月日、入国目的、滞在期間、再入国の有無といった個人情報を空港(海港)別に積み上げることにより、外国人の入国に関する統計が作成される。同様に、出国外国人については、「外国人出国カード」の提出が求められる。

この E/D カードの記載内容を統計原情報として、外国人の出入国に関する統計が作成される。本稿末の付表 6 は、外国人の出入国のうち、現在公表されている集計項目を示したものである。これからも明らかなように、外国人の越境移動については、後述の国内移動に関する統計に比べ、多くの統計が作成され、公表されている。

## (ii)国内移動

わが国では、日本人については「住民基本台帳法」による、また外国人については「外国人登録法」によるそれぞれ異なる体系からなる登録が維持、管理されている。外国人については、転居により住所地が変更になった場合には、外国人登録法第 8 条の規定により、移転した日から 14 日以内に住所の変更届出を行わなければならない。

登録者の住所地の変更を受けて、新住所地の届出を受けた市区町村では、その者の旧住所地の市区町村に対して、登録証明書の送付を求めることになっている(外国人登録法第 8 条の 2 第 3 項)。これによって、外国人の登録ベースでの国内における地域間の転出、転入の把握が行われる。

## 第 3 節 現行の外国人関連統計の特徴と問題点

### 3. 1 在留外国人数とその統計的把握

第 1 節でも述べたように、わが国に在留する外国人は、観光などによる短期滞在者など統計的な把握の対象とならない者を除き、登録外国人と非登録外国人とに大別される。このうち非登録者については、業務資料などによる統計的推計が可能な正規入国による不法残留者とそれが不可能な密入国など非正規入国による残留者とにさらに区別することができる。

わが国に在留する外国人のうち、現状で統計による把握が不可能な非正規入国による残留者を除く外国人を、とりあえず把握すべき母集団とみなし、現行の諸統計がその把握にどのように関わっているかをまず見ておくことにしよう。

国勢調査と外国人登録統計では、日本に駐在する外交団や軍隊などが共通に対象から除外されている。それ以外の外国人について国勢調査は、少なくとも理論上は、登録統計によって登録しきれていない不法残留者の大半、密入国による残留者もその調査対象に含んでいる。なお、未登録者の一部についても、国勢調査では把握の対象者となっている。

このように国勢調査では、登録統計がカバーしきれていない在留外国人の一部についても調査の対象となっていることから、調査による把握人口は、少なくとも理論上は登録人口を上回るものと期待される。

そこで試みに、両統計に共通するいくつかの国籍について、性・年齢5歳階級別人口（付表7-1）、それに性・都道府県別人口（付表7-2）について、その結果数字を比較したものである。なお、10月1日現在で実施される国勢調査と年末現在で集計される登録人口との間には3ヶ月のタイムラグがある。このためここでは、便宜的方法として、1994年末現在の登録数にその後1年間の登録変化数の4分の1を一律に加算することで、95年10月1日現在の登録数の推計値を算出した。

二種類の統計から得られる把握人口を比較した結果、まずフィリピン人(男)、タイ人(男女)を除き、その他の全ての国籍で、国勢調査の方が登録による把握数を下回っていること、外国人全体としては、男女とも国勢調査による把握数は登録者数の84%にとどまっていることが分かる。さらに年齢別に詳しく見ると、タイ人では殆どの年齢階級で国勢調査が登録者数を大きく上回っており、一方フィリピン人では、タイ人ほど極端ではないものの、男では25～69歳、女では40～60歳台で国勢調査の結果数字の方が登録者数を上回っている。これは、これらの国籍を持つ者で登録を行っていない者がわが国に相当数に留していることを示している。また、不法残留者の中には、国勢調査についてもそれを忌避する者も少なからずいると考えられることから、実際の在留者は国勢調査の把握数をさらに上回るものと考えられる。なお、60歳以上のブラジル人とペルー人(男女)、それに5～14歳のアメリカ人(男女)で登録者数が国勢調査の結果数を下回っているが、これらがケースが少ないことによる計算上の誤差に基づくものかあるいは何らかの意味のある原因により他の年齢層に比べ過少登録となっているのかは、ここでの結果だけからでは、その要因を特定することはできない。

登録統計の結果表の制約により、都道府県レベルで国勢調査との比較ができるのは、外国人総数、韓国・朝鮮人、中国人だけである。付表7-2からまず、東京都、和歌山県(中国人・女を除く)などで国勢調査による過少把握が特に顕著であることがわかる。なお、長野県、山梨県で外国人総数(男)の国勢調査による把握数が登録数を上回っているが、これはフィリピン人、タイ人がこれらの地域に比較的多く居住していることによるものと思われる。

一方、労働省の外国人雇用状況報告では、オーバステイなど就労に必要な在留資格を持つことなく就労している外国人についても報告の対象となっている。しかし、現実には例えば、1995年6月現在の就業者数が139,861人となっており、同年10月に実施された国勢調査における就業者数603,559人の1/4にも満たない。後者は在日外国人の就業者を含むとはいえ、不法就労者についての統計的把握がいかに困難であるかをこれらの数字は示している。

このように、外国人雇用状況報告が、現実的に就労する外国人の絶対数の把握の点で問題

を持つとはいえ、この統計は、次の二つの形態での利用については、有効性を持つものと考えられる。一つは、報告を提出している事業所は、継続的に報告を行っており、調査結果が外国人の雇用に関する全体的な動向把握に有効性をもちうるということである。第2に、報告は、そこに内数として表章されている日系人の就労に関する情報を提供することができる。日系人については、1990年の入管法改正により、合法的に非熟練労働に従事することが認められた。就労の合法性の故に、雇用主は比較的抵抗なく報告に応ずると考えられることから、外国人労働者の中でも日系人については、かなり精度の高いデータとなっているものと期待される。

### 3. 2 在留外国人の属性別表章に関わる諸問題

以下では、わが国に在留する外国人の属性別表章に関して、現行の諸統計がどのような制約を持っているかを中心に説明する。

#### (i) 国勢調査

まず、外国人の集住に関しては、付表1に示しているように、第一次基本集計で男女・年齢別の町丁・字別の集計結果が閲覧提供されているが、国籍別の数字はない。また、外国人の家族の類型に関しては、世帯人員別、家族類型別の集計表が作成されていない。さらに、外国人が居住する住宅の条件を示す居住面積や居住室数といった調査項目についても、集計は行われていない。

#### (ii) 外国人登録統計

在留外国人統計については、年齢・在留資格別登録者数、年齢・職種別登録者数、在留資格・職種別登録者数、事由別新規登録数、事由別登録抹消数といった集計表が作成、公表されることになれば、在留外国人の在留資格、職業面での構造、さらには国籍異動や出入国と登録との関連について、客観的なデータによってそれを分析することが可能になるものと思われる。

#### (iii) 出入国管理統計（在留管理関連）

入管法は、わが国に在留する外国人について、出入国管理及び難民認定法第2条の2「別表第一」、「別表第二」からなる合計28の在留資格を設け、そのいずれかに従って在留を認めている。外国人がどのような在留資格で在留するかは、その者のわが国における地位なり活動の在り方を制約する重要な指標であるといえる。その意味では、入国時にどのような在留資格が入国者に付与されるかだけでなく、入国後の在留資格の変更あるいは新たな在留資格の取得は、その者の国内での在り方の変化を示すものとして重要な意味を持っている。

この点で、現在公表されている出入国管理統計では、それぞれ単に受理数、許可数、不許可数だけが掲載されているだけで、在留資格別の変更マトリックス、在留資格別の取得表は提供されていない。またこの他にも、在留期間別の在留資格、資格取得などについて

も、在留者の国内における在り方を反映する指標として分析的な意義を持つデータといえる。

#### (iv)外国人雇用状況報告

この報告は、事業所ベースで記入され、公共職業安定所を経由して労働省の所管部課に提出され、統計の形に取りまとめられる。所定の報告様式に各企業で記入される原情報がそもそも集計値であることから、就労する外国人労働者個々人の就労行動に関する情報、例えば年齢や勤続年数、滞在期間、転職回数、前職、賃金などの分布を示すマクロ統計については、この報告から入手することができない。

なお、この報告の他に、付表8に示したように、日系人の就業・転職行動、労働需給については、日系人雇用サービスセンター（NIKKEI）による職業紹介に関する業務記録に基づいて、いくつかの統計が作られている。しかしこのデータについては、日系人の圧倒的多数が、NIKKEI という公共の職業紹介のチャンネル以外の経路で就職していることから、統計としての全体的なカバレッジはさほど高くない。

#### (v)不法残留数推計

法務省入国管理局から定期的に発表される不法残留数については、男女・国籍別の推計残留数が公表されているだけで、残留者の特性を知る上で重要な指標となる年齢構成に関するデータが含まれていない。これについては、入国カードに記載された年齢情報(生年月日)をもとに、不法残留者の年齢構成を国籍別に特定できるはずである。またこれに加えて、在留期間別の内訳が提供されることになれば、不法残留者の国籍別の特徴について、より実質的な検討を行うことができよう。さらに、入国カードへの記載事項が不法残留数の推計に用いられていることから、入国時に与えられた滞在期間を超えて許可なく滞在しつづけている外国人が、主としてどのような在留資格を入国時に付与されているかについての内訳が公表されることになれば、在留資格別に不法滞在の可能性の大小を評価できるとともに、そのときどきにどのような在留資格が不法滞在のルートとなっているか、国籍別あるいは男女別に相違があるかどうかについても明らかにすることができる。

なお、『出入国管理統計年報』には、入管法違反事件発覚件数の内数として、不法就労者数が、男女、年齢、在留資格別に掲載されている。しかしこれらの数字は、あくまでも発覚件数であり、在留する不法就労者の一部を示すものである。

### 3. 3 人口動態における外国人関連表章

わが国の人口動態統計は、日本における日本人の人口動態の結果表章が中心となっており、付表4でも見たように、外国人についての結果表は極めて限られている。在留外国人の出生、死亡、婚姻に関して、下記のような結果表が、今後、利用可能となれば、外国人の人口動態に関してこれまで明らかでなかった部分に光を当てることができるものと期待される。

まず出生に関して求められるものとして、出生順位別の出生数、結婚後の期間別の第一子出生数、嫡出子・非嫡出子別の出生数、さらに出生時の体重別出生数などがある。また死亡に関しては、95年以降、選択死因について国籍・年齢階級別の死亡数が出力結果の閲覧という形で公表されることになった。しかし、この選択死因として採用されていない各死因による死亡については、今のところ何の情報も提供されていない。その他にも、例えば、死因別の乳児死亡、国勢調査の実施年に限って作成される産業(大分類)別の死亡に関する結果表などが、日本人と同様に、外国人に対しても作成されることが期待される。最後に、婚姻に関しては、夫(または妻)の年齢別婚姻件数、職業別婚姻件数などが、外国人の人口動態と関わる現象の統計的把握の上で重要である。特に日本人との国際結婚は、近年、わが国における外国人の在留資格の取得の手段のひとつとして使用されるケースも少なくない。このことから、外国人に関する婚姻統計の整備は、入管政策との関連でも大きな意味を持つ。

### 3. 4 外国人に関する移動統計

#### (i)国際(越境)移動

わが国における外国人の越境移動(出入国)については、法務省入国管理局が国境管理業務を行っており、出入国時に越境者から提出されるE/Dカードに基づき、出入国者の把握を行っている。現在、空(海)港の入管窓口で把握された出入国情報さらには不法な入国に関わる事例については、すでに紹介した付表6のような形でその取り纏め結果が統計表の形で集計され、公表されている。

『出入国管理統計年報』に収録されている外国人の出入国関連の集計表を見ると、国籍・在留資格別、国籍・年齢階級別あるいは滞在期間別の出入国者数といった外国人の出入国に関わる基本的な表はあるものの、そのほとんどが、都道府県別、地方入管局別あるいは空(海)港別の出入国者として集計されている。このような集計は、そもそも各空(海)港の入管窓口、あるいは行政区分としての都道府県別表章、さらには出入国の管理業務の地域統括を行う地方入管局別の業務遂行実績の報告的性格を持つ。このことは、例えば、労働省が所管する公共職業安定所における職業紹介統計あるいは厚生省が地域の保健所ルートで作成する厚生省報告例といった種類の業務統計と同様に、業務統計に良く見られる結果表の表章形式に従っている。

このような業務の所管地域別の表章は、例えば外国人の出入国の主たる経路の変化などの分析には有効である。しかし、報告書に掲載可能な公表統計の限られたスペースを考えるなら、これについては大いに改善の余地が残されている。なぜなら、現行のような表章形式を維持する限り、出入国外国人の特性に関して、より情報量の多い、例えば、主たる国籍別の年齢・在留資格別の出入国者数、在留資格・滞在期間別の出国者、さらには国内における在留資格の変更、その他の在留管理についても、単にその許可、不許可件数だけ

なく、申請者の属性その他、政策面での分析的有効性を持つ情報についてもデータの提供が可能となるからである。

## (ii)国内移動

わが国に在留する外国人の中には、就労者を中心に、転職その他の理由で住所地を移動するケースが少なくない。外国人の国内移動については、国勢調査(大規模調査のみ)が5年前の常住地と調査時点での居住地の異同を調査しているが、外国人のみに限定した移動状況に関する集計は行われていない。

一方、登録外国人については、「外国人登録法」第8条の規定により、住所地の変更の際の登録義務が法的に義務づけられている。日本人については、住民基本台帳人口移動報告として、転出・転入記録に基づいて、都道府県ベースでの転出・転入(OD: Origin-Destination)行列が作成されているが、外国人については、一部の県を除き、転出先、転入元についての統計表は作成されていない。

国勢調査のような政府調査統計の場合、産業分類などの統計基準が適用される。一方、業務統計の場合には、このような統計基準が準用されることはほとんどない。登録統計についても、採用されている職業、産業分類は、一般に採用されている統計分類とは異なる。とはいえ、現行の分類ベースでも、外国人についての、男女、年齢(階級)、職産分類別の地域移動情報が利用可能となれば、国内における外国人の労働市場、就労状況についての情報は、飛躍的に拡大することになる。また、地域間移動に関するデータに、たとえ職業や産業といった移動者の属性に関する情報を含まない場合にも、男女、年齢階級別の都道府県間の移動データが作成、提供されることになれば、現在、データの制約から除外されている都道府県レベルでの人口推計への外国人の加算が可能となり、推計の精度は、大きく改善されることが期待される。

## むすび

外国人登録統計によれば、1998年末現在の登録外国人数は、約151万人である。それに非登録者が殆どと考えられる不法残留者数27万人を加えれば、統計によって把握された外国人数は、178万人あまりとなる。これは、1億2658万人という日本の人口の約1.4%に相当する。さらに統計によって把握することの困難な密入国による在留者を加えると、わが国の総人口に占める外国人の割合は、1%台の後半から2%の水準にあるものと推察される。これは、外国籍人口が1980年代末にすでに7%台に達している(旧西)ドイツやフランス等と比較すれば、まだ低位にある。しかし、地域によっては、すでに外国人の割合が1割を超えている地域も珍しくない。産業、職種によっては、外国人労働者に強く依存しているものも見られ、このようなところでは、外国人労働者なしには企業活動そのものが立

ち行かなくなっているところも見受けられる。さらに、世界的なグローバリゼーションの進行の中で、わが国においても、将来的には外国人は、今後ますます増加し、また活動も一層多様化していくものと考えられる。特に、わが国の人口の急激な高齢化の進行との関連で、わが国における外国人の存在については、今後、かなり構造的ともいえる転換が発生することも充分考えられる。

本稿でも見てきたように、わが国では、外国人の各種属性、それに活動のいくつかの局面に関して、各種の統計が作成されている。さいごに、わが国の外国人統計の今後の在り方との関連で、2、3の指摘を行うことにより、本稿での結びにかえることにしたい。

まず調査統計との関連では、外国人についての把握精度面での改善と集計の多様化が課題として考えられる。外国人の中には、入管法上の問題から、政府が実施する各種の統計調査を忌避する傾向が強く、国勢調査などでも外国人に関する過少把握が顕著である。これについては、思いきって、外国人の集住地区に対しては、外国人を調査員として登用するなど、実査組織そのものの改善の方向を模索してみる必要がある。

他方、集計面での改善の方向としては、国籍別の集計が結果数字の安定性、信頼性の面から問題から結果の公表が見送られているとすれば、類似の属性を持つ国籍の外国人について、統合するなどして集計表を作成するという方法が考えられる。また、印刷物として公刊される紙幅の制約があるとなれば、CD-ROMその他の情報媒体の形での提供、あるいは既存の結果表としては公表しないものの、適当な方式で集計計画を審査し、承認されたものに限り集計結果を提供するという、公表チャンネルの多様化が迫られる必要がある。

他方、業務統計に関しては、業務の遂行を規定する入管法や外国人登録法といった個別業務法規が、統計による把握の対象となる母集団を制約するという限界はあるものの、業務遂行の電算化の普及は、この種の統計の新たな展開方向を示している。

従来、業務統計については、各出先機関から所定の報告書式に従って、各項目別に予め取りまとめられた計数が地方の主管部門を経由して本省に定期的に報告され、統計化されてきた。このような伝統的な業務統計の作成形態では、報告される統計原情報が、個人(個体)ベースのレコードではなく、すでに多かれ少なかれ統合されていることから、これから各種属性別のクロス集計を作ることはできない。その結果、作成される集計表は、出先機関別、行政区域別、地域ブロック別の単純集計を中心としたものにならざるをえない。

業務遂行の電算化は、業務統計の作成に対しても、大きなインパクトを与える。すなわち、それにより、業務記録がコンピュータで処理され、検索が可能になることによって、統計原情報を個体ベースで扱うことができるようになった。これに伴い、個々の業務記録から統計化可能なすべての変数について、理論的にも技術的にも必要な組み合わせのクロス集計表、あるいは回帰分析等の統計的手法が適用できるマイクロデータについても、内部的には利用できるようになった。



このように、業務の電算化に伴い、業務資料の処理形式の面では従来とは全く異なる状況になっており、資料の統計的利用可能性は質的に向上している。にもかかわらず、統計の公表形態の面では、依然として、業務統計に固有の伝統的な集計パターンが踏襲されている。このため、電算化が業務資料の潜在的活用可能性と一般に公表されている結果表との間に、これまで以上のギャップが存在するようになってきている。そのギャップを埋める最初のステップとして、本稿で提案したようないくつかの新たな集計表がある。

わが国に在住する外国人については、生活、就労その他の面で、政府はさまざまな対応を求められている。しかしながら、現行の政府統計は、このような政策対象集団としての在留外国人について、いくつかカバーしきれていない分野を持っている。そこで、以下では、この点について簡単に列記しておくことにしよう。

まず、外国人の就労実態については、速報ベースでの雇用・失業データ、賃金統計、入離職統計、週間就業時間、労災統計、社会保険への加入状況に関する統計などが、また生活関連では、家計調査、居住条件に関する統計、就学状況に関する統計の整備が求められる。

また、わが国にいわゆるニューカマー外国人が到着して以来、すでに15年近くが経過した。この間、政府は一貫して外国人に関する還流（いわゆる revolving door）政策を堅持してきた。にもかかわらず、在住する外国人の中には定住化の傾向も現れている。このことは、様々な形で外国人ビジネスの誕生、拡大となって現れている。食材の卸小売、移動マーケット、輸入代行、レストラン、人材派遣、ビデオ、旅行、外国語新聞の発行だけでなく、母国語教育やテレビ放送局といった新たなビジネスも誕生している。それと並行して、在住する外国人の中に階層分化の傾向がみえる。これらの動きとの関連で、外国人における自営業化の実態把握、階層分化の実態分析も、定住化段階での外国人の就労、生活実態を把握する上では重要な要素といえる。

この種の事柄に関しては、学術研究機関、地方自治体、その他の団体によって、これまでもかなりの数の調査が実施されてきた。しかし、これらの調査はいずれも、特定の地域を断片的な形で取り上げたものであり、調査地点、ならびに調査サンプルの選定法などの問題から、代表性に問題があるものも少なくない。これらの調査事項に関して、マクロレベルでの統計が作成されることになれば、社会的な政策対象集団の実態を、より正確にまた多面的に浮き彫りにすることができるであろう。

さいごに、わが国における外国人関連統計の将来的な課題として、個々の調査データ同士をまた調査データと業務資料とのリンクによる、新たな統計作成の可能性の追求がある。

外国人に関する出入国、在留管理関連業務の電算化は、管理業務に関して作成される諸統計の統計原情報の個体ベースでの情報への転換を技術的に可能にした。このように、個体情報が個々人の履歴データとして維持、管理されることにより、一方で、個々の外国人の在留上の諸特性を縦断面から追跡し、レジスター化することができるとともに、他方で

は、他の関連情報と相互にリンクさせることができるようになる。

例えば、業務資料同士のリンクの例としては、出入国データと登録データ、さらには在留管理に関わるデータ相互のリンケージが考えられる。これらのリンケージによって、新たに登録者の登録に至る履歴別の登録者の特性分析、国内での移動実態の把握に有効な諸データを作成することができる。

また国勢調査の結果データを出入国データとリンクさせることができれば、在留資格別の就業実態が明らかにできるとともに、在留期間と産業、職業データをリンクすることにより、自営業化のプロセスをよりダイナミックに把握することができるものと期待される。

さらに、将来、人口動態統計と出入国あるいは登録データとをリンクさせることができれば、日本人と外国人の婚姻や離婚だけでなく、外国人同士の婚姻、離婚について、在留資格別の集計表の作成が可能となる。さらにこれらのリンケージは、出産行動、出生動向についても多面的な統計の作成を可能にする。また、現状では、わが国における外国人については、男女・国籍・特定年齢階級別の死因別死亡率(選択死因分類のみ)の推計〔森〕がわずかに可能であるが、この種のデータが、コーホートの維持、管理されれば、職業と死因との関連、職業別死亡率についても有効なデータを得ることができるであろう。

これら人口関連の代表的な諸統計とのリンクに加え、労働関連統計、衛生統計などとも連携をはかることができれば、これまで、統計的に断片的な形でしか把握されていなかったわが国の外国人関連の情報が飛躍的に充実することになる。

## 参考文献

森 博美「出入国管理統計による「不法」残留外国人数の推計」『研究所報』法政大学日本統計研究所 No.15, 1988.12

森 博美「出入国管理業務と出入国管理統計」『経済志林』法政大学経済学会 56-4,1989

森 博美「日本における外国人の死因別死亡率について」『死因別死亡の社会経済的特性に関する研究』1990,3

森 博美「入管法改正と国際労働力移動の最近の動向」『経済志林』法政大学経済学会 59-3,1991

森 博美『外国人の地域分布』『統計研究参考資料』法政大学日本統計研究所 No.35,1991

森 博美「業務統計の作成論理とその構造」『経済志林』法政大学経済学会 59-4,1992,2

Mori, Hiromi, The Role of Immigration Workers in the Adjustment Process of Labour Imbalance in Japan, 『経済志林』法政大学経済学会 60-1.2,1992

Mori, Hiromi, An estimate of the Inflow of Illegal Workers into Japan (1975-1988), *Journal of International Economic Studies*, 1990,3 No.4

Mori, Hiromi, Migrant Workers and Structural Change in the Contemporary Japanese

Labour Market, *International Labour Migration in East Asia*, United Nations  
University ed., 1993, Tokyo

付表1 国勢調査結果報告書所収外国人関係統計一覧

	配偶関係	住宅の形態・所有形態	家族類型	全国	都道府県	大都市	他の市区	県庁所在地・人口三十万市	区	市区町村人口三十万未満	人口集中地区	町丁・字
第1次基本集計												
外国人数(男女・年齢5歳・国籍別)				●○	○	○	△	○	○	○	△	
外国人数(男女・国籍別)				●	●	●						
15歳以上外国人数(男女・年齢5歳・国籍別)	○			△							△	
外国人のいる一般世帯数(国籍別)		○	○	○	○	○	△				△	
外国人夫婦数(夫、妻の国籍別)				△							△	
外国人数(年齢・男女別)												△

第2次基本集計

15歳以上外国人数(男女・年齢5歳・国籍・労働力状態)				○								
15歳以上外国人数(男女・年齢5歳・労働力状態別)					○	○	△					
15歳以上外国人就業者数(男女・国籍・従業上の地位・産業大分類別)				○							△	
15歳以上外国人就業者数(男女・従業上の地位・産業大分類別)					○	○	△					

第3次基本集計

15歳以上外国人就業者数(男女・国籍・従業上の地位・職業大分類別)				○							△	
15歳以上外国人就業者数(男女・従業上の地位・職業大分類別)					○	○	△					

出所:昭和55年、平成7年国勢調査集計事項一覧より作成

○は、報告書に掲載

△は、出力結果の閲覧による公表

●は、1980年調査における集計表

付表2 『在留外国人統計』所収統計一覽

	全国	都道府県	特定都市
登録者(男女・年齢・国籍・在留資格別)	○	○	○
登録者(在留資格別)	○	○	
登録者(男女・年齢別)	○	○	
登録者(男女・国籍・職業別)	○		
登録者(職業・性別)	○	○	
登録者(主要国籍・続柄別)	○	○	
韓国・朝鮮人登録者(性・年齢別)	○	○	
中国人登録者(性・年齢別)	○	○	
ブラジル人登録者(性・年齢別)	○	○	
韓国・朝鮮人登録者(本籍地別)	○	○	
中国人登録者(本籍地別)	○	○	

付表3 外国人雇用状況報告集計項目一覧

	産業大分類	産業四分類	製造業（八区分）	サービス業（五区分）	職種	事業所規模	出身地域	外国人の類型	都道府県	地域ブロック
直接・間接雇用事業所数	○					○			○	
直接・間接雇用労働者数	○					○			○	
直接雇用事業所数	○		○	○		○			○	
直接雇用労働者数	○		○	○	○	○	○	○	○	
間接雇用事業所数	○					○				
間接雇用労働者数	○					○			○	
直接雇用労働者数(男女,職種,出身地域,類型別)		○				○				
日系人労働者数									○	○
入職、離職者数	○					○				

注:「外国人の類型」:一般労働者(うち日系人)、留学生・就学生、その他

「産業四分類」:製造業、サービス業、卸・小売・飲食店、その他

付表4 人口動態統計結果報告書所収外国人関係統計項目一覧

	全国	県都道府	都十市三大
(出生)			
出生数(父母の国籍別)	○	○	○
嫡出出生数(父母の国籍別)	○		
嫡出出生数(父の国籍別)	○	○	○
出生数(男女・出生月・母の国籍別)	○		
出生数(母の年齢5歳・国籍別)	○		
父外国人、母日本人の出生数(男女・父の国籍別)	△	△	△
父日本人、母外国人の出生数(男女・母の国籍別)	△	△	△
父外国人、母日本人の出生数(男女・出生月・父の国籍別)	△		
父日本人、母外国人の出生数(男女・出生月・母の国籍別)	△		
出生数(出生の場所・母の国籍別)	△		
出生数(平均体重・母の国籍別)	△		
(死亡)			
死亡数(国籍別)	○	○	○
死亡数(男女・年齢5歳・国籍別)	○		
死亡数(男女・死亡月・国籍別)	○		
死亡数(男女・死亡の場所・国籍別)	○		
死亡数(男女・死因簡単分類・国籍別)	○		
乳児死亡数(男女・死亡月・国籍別)	○		
乳児死亡数(男女・死因簡単分類・国籍別)	○		
死亡数(男女・年齢階級・選択死因分類・国籍別)	△		
(死産)			
死産数(男女・死産月・国籍別)	○		
父外国人、母日本人の死産数(男女・自然-人工・父の国籍別)	△		
父日本人、母外国人の死産数(男女・自然-人工・母の国籍別)	△		
(婚姻)			
婚姻件数(夫妻の国籍別)	△	△	△
婚姻件数(夫妻の国籍・夫の初婚-再婚別・妻の初婚-再婚別)	○		
離婚件数(夫妻の国籍別)	○	○	○

注:△は、出力結果の閲覧による公表(保管統計表)

付表5 『出入国管理統計年報』所収統計一覽  
(在留資格關係)

	全国	港	地方 入管局
在留資格認定証明書交付申請受理	○		○
在留資格認定証明書交付申請処理	○		○
在留資格取得受理数	○	○	○
在留資格取得許可数	○	○	○
在留資格取得不許可数	○	○	○
在留期間更新受理数	○	○	○
在留期間更新許可数	○	○	○
在留期間更新不許可数	○	○	○
在留資格変更受理数	○	○	○
在留資格変更許可数	○	○	○
在留資格変更不許可数	○	○	○
永住許可数(国籍別)	○		○
特別永住許可数	○		○
日米地位協定該当承認	○		○
日米地位協定該当不承認	○		○
難民認定受理数	○		○
難民認定数	○		○
難民不認定数	○		○



付表6 『出入国管理統計年報』所収統計一覽(出入国関係)

	全国	港	主要港	地方入管局	入管支局	入管出張所	収容所
入国者	○	○					
入国者(協定該当者)	○	○					
出国者	○	○					
出国者(協定該当者)	○	○					
入国者(国籍別)	○	○					
出国者(国籍別)	○	○					
入国者(月別)	○		○				
出国者(月別)	○		○				
入国者(在留資格・国籍別)	○						
新規入国者(在留資格・国籍別)	○						
出国者(在留資格・国籍別)	○						
再入国許可入国者(在留資格・国籍別)	○						
再入国許可出国者(細流資格・国籍別)	○						
短期滞在入国者(入国目的・国籍別)	○						
特定活動入国者(入国目的・国籍別)	○						
日本人の配偶者等入国者(入国目的・国籍別)	○						
定住者入国者(入国目的・国籍別)	○						
入国者(男女・年齢5歳・国籍別)	○						
出国者(男女・年齢5歳・国籍別)	○						
出国者(滞在期間・国籍別)	○						
短期滞在出国者(滞在期間・国籍別)	○						
特例上陸許可者	○	○					
特例上陸不許可者	○	○					
口頭審理受理数	○	○					
口頭審理処理数	○	○					
査証事前審査受理数	○			○			
査証事前審査処理数	○			○			
上陸許可証印等の転記承認	○			○			
上陸許可証印等の転記不承認	○			○			
就労資格証明書交付申請処理数	○			○			
上陸異議申出受理数(国籍別)	○						
上陸異議申出処理数(国籍別)	○						
退去強制手続受理数	○			○			
退去強制手続処理数	○			○			
新規仮放免数(収容事由別)	○			○	○	○	○
年末現在仮放免人員(収容事由別)	○			○	○	○	○
年間延べ収容者数(国籍別)	○			○	○	○	○
収容人員(収容事由別)	○						○
収容令書発付人数(国籍別)	○						
退去強制令書発付人数(国籍別)	○						
退去強制送還人数(国籍別)	○						

付表7-1 国勢調査が把握した外国人数の登録人口に対する割合

	男			女		
	総数	韓国・朝鮮	中国	総数	韓国・朝鮮	中国
北海道	80.2	75.0	81.7	82.2	80.6	92.2
青森県	86.2	76.9	105.0	82.3	80.6	107.7
岩手県	89.5	82.0	104.0	85.6	81.7	99.2
宮城県	86.1	84.6	84.5	86.9	85.8	93.6
秋田県	89.1	76.8	103.5	80.7	82.9	108.7
山形県	89.0	81.1	86.8	87.8	88.7	92.9
福島県	88.5	84.6	77.2	84.7	84.3	93.0
茨城県	104.3	83.1	94.9	97.7	87.0	88.3
栃木県	94.1	89.7	82.2	90.6	87.2	83.7
群馬県	96.1	84.2	81.3	85.6	92.6	87.4
埼玉県	87.7	84.9	73.1	85.3	85.6	82.5
千葉県	92.7	84.2	86.5	90.0	85.1	87.8
東京都	76.4	78.9	67.7	77.4	81.0	74.2
神奈川県	86.7	83.6	79.9	86.0	83.4	83.2
新潟県	97.0	85.1	94.6	87.3	86.6	95.8
富山県	86.8	81.7	78.4	85.8	83.6	81.4
石川県	84.5	78.9	91.2	84.3	80.5	88.8
福井県	91.6	86.0	96.7	89.5	85.8	92.1
山梨県	103.6	87.9	92.8	94.3	85.8	94.5
長野県	103.2	85.5	94.7	96.6	85.7	99.4
岐阜県	89.2	82.8	94.0	86.7	84.1	91.3
静岡県	86.7	85.4	83.5	85.7	81.6	95.3
愛知県	82.7	83.1	77.9	84.4	84.0	85.1
三重県	86.7	85.5	90.2	86.7	85.2	87.9
滋賀県	84.0	87.0	79.3	86.1	87.7	96.5
京都府	82.6	84.1	72.8	84.5	85.4	80.6
大阪府	83.5	83.4	87.4	85.4	85.3	87.6
兵庫県	82.4	83.3	76.7	83.6	84.2	81.9
奈良県	79.8	80.5	88.8	79.5	79.0	87.4
和歌山県	74.0	73.5	76.9	77.7	76.8	90.8
鳥取県	87.3	87.3	105.9	80.8	87.0	102.8
島根県	93.6	87.9	98.8	87.9	83.6	100.2
岡山県	82.9	82.0	92.0	82.0	81.9	92.4
広島県	78.6	77.1	88.5	79.5	77.0	96.7
山口県	83.7	83.5	90.1	82.4	86.2	85.9
徳島県	89.8	91.7	84.2	80.6	76.5	98.6
香川県	75.0	72.1	78.6	81.7	76.0	98.6
愛媛県	78.7	79.0	83.2	77.9	79.1	91.8
高知県	89.0	76.1	91.2	78.3	74.9	92.7
福岡県	80.7	80.3	78.5	82.7	83.8	84.2
佐賀県	81.4	78.6	86.0	82.0	81.0	99.7
長崎県	87.7	76.8	78.3	85.0	80.0	82.8
熊本県	77.8	74.6	80.6	72.2	74.0	83.0
大分県	79.8	76.0	86.9	79.1	78.5	94.1
宮崎県	87.2	77.3	84.7	82.1	79.8	103.6
鹿児島県	85.8	75.8	91.3	80.1	81.2	92.6
沖縄県	95.8	58.2	57.4	89.0	67.7	71.9

付表7-2 国勢調査が把握した外国人数の登録人口に対する割合(性・年齢別)

	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	イギリス	アメリカ	ブラジル	ペルー
男	84.1	82.4	77.0	125.7	187.7	72.1	90.5	80.1	74.0
0-4	92.4	90.9	86.6	106.1	88.0	73.1	134.4	96.4	88.9
5-9	90.2	88.3	91.1	79.8	110.3	69.5	115.4	93.2	87.5
10-14	89.0	86.1	91.7	89.0	110.5	72.4	114.5	101.3	94.5
15-19	87.9	86.3	93.3	90.3	94.6	64.1	78.3	89.1	78.3
20-24	80.9	82.5	70.9	93.2	114.0	77.9	89.0	77.6	62.5
25-29	79.5	78.3	67.7	105.0	160.0	64.9	83.8	76.5	70.4
30-34	81.9	81.9	68.7	131.8	207.9	68.1	86.2	77.6	71.6
35-39	84.6	81.9	76.2	163.2	293.2	71.9	87.2	75.8	75.0
40-44	86.4	81.4	88.0	185.5	361.8	76.2	87.8	76.6	76.8
45-49	85.7	81.1	94.5	204.3	480.8	77.5	94.9	76.5	74.9
50-54	85.5	80.9	98.8	245.0	374.5	90.4	98.4	79.0	82.9
55-59	87.9	82.2	103.8	220.2	509.1	91.7	95.6	90.6	107.2
60-64	89.8	84.4	99.7	232.6	433.3	87.9	88.6	100.9	130.5
65-69	86.2	81.3	91.0	149.5	933.3	93.0	91.3	142.7	191.3
70-74	79.3	79.1	81.9	53.3	300.0	69.4	73.6	94.1	112.5
75-79	80.1	79.9	79.3	35.8	63.2	42.1	81.3	222.2	...
80以上	67.4	66.1	76.8	77.4	88.9	67.5	54.2	28.6	57.1
65以上	80.0	78.0	83.4	94.5	284.4	75.2	79.5	132.4	179.2
	総数	韓国・朝鮮	中国	フィリピン	タイ	イギリス	アメリカ	ブラジル	ペルー
女	84.0	83.8	82.8	75.7	124.5	68.1	89.2	83.5	79.3
0-4	92.6	91.6	87.7	108.5	84.9	82.2	126.9	92.9	87.6
5-9	90.4	87.8	90.9	82.7	93.9	76.8	119.7	96.8	90.3
10-14	89.8	87.0	92.7	91.5	91.9	71.1	114.2	99.4	98.6
15-19	88.7	87.2	92.6	122.5	108.5	58.7	93.3	87.9	80.2
20-24	78.1	82.3	76.9	58.0	124.2	73.3	86.8	81.5	69.7
25-29	78.6	81.0	77.4	68.6	128.1	57.4	82.8	80.4	75.7
30-34	84.2	81.4	79.4	89.0	124.0	63.1	80.0	83.5	81.2
35-39	84.8	81.0	82.6	99.4	122.4	69.4	82.4	82.9	78.9
40-44	85.3	82.0	87.9	108.3	120.5	63.3	81.9	83.9	79.6
45-49	85.2	81.8	95.3	116.7	145.0	84.3	92.8	77.7	83.7
50-54	83.8	81.8	94.6	113.5	165.6	86.8	88.2	76.6	76.1
55-59	86.1	84.1	98.3	112.7	205.6	95.0	86.4	77.2	94.9
60-64	88.9	87.3	91.3	163.6	436.4	90.8	79.7	85.2	119.1
65-69	88.6	87.8	87.7	130.5	1150.0	89.9	75.9	140.7	90.7
70-74	88.2	88.2	84.2	56.4	171.4	68.2	91.2	161.0	110.6
75-79	88.4	87.8	82.6	142.4	250.0	59.0	81.3	276.9	85.7
80以上	82.9	82.8	82.9	175.0	1200.0	51.3	59.1	360.0	92.3
65以上	87.3	86.9	84.9	120.3	566.7	70.8	78.0	152.6	94.6

付表8 日系人雇用サービスセンター(NIKKEI)求人・求職統計

	男女	企業規模	産業	年齢四区分	提供賃金	希望賃金	決定賃金	職種	従業地	地域	日本語理解度	国籍指定	在留資格	在職者	離職者	離職理由	求職期間
求人数									○		○	○					
月別求人数	○	○	○	○	○			○									
月別・男女別求人数					○												
求職者数										○						○	
月別求職者数													○	○	○		
国籍・世代別求職者数	○																
月別・男女別求職者数				○													
男女別求職者数						○											
就職者数		○	○						○								○
月別就職者数	○			○													
月別・男女別就職者数				○			○										
国籍・世代別就職者数	○																

出所:日系人雇用サービスセンター業務概要より作成